

口座設定約諾書等の差入方法の電子化について

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、個人投資家において、インターネットを通じた取引が普及しており、投資家が同意する場合には、電磁的方法により口座開設等が行われています。

一方、本取引所における取引に関連して、金利先物等取引口座や為替証拠金取引口座を開設する際に、投資家が署名又は記名押印のうえ金融商品取引業者に差し入れる「金利先物取引等取引口座設定約諾書」や「為替証拠金取引口座設定約諾書」（以下、総称して「約諾書」という）は、現在も書面のみの差入となっており、約諾書差入方法の電子化を要望する声が多く、投資家より寄せられていました。

そこで、金利先物等取引や取引所為替証拠金取引に係る投資家の利便性の更なる向上を図るため、投資家が同意する場合には、約諾書を書面により差入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とします。

概要は以下をご覧ください。

項目	内容	備考
1. 約諾書の電磁的方法による差入れ	<ul style="list-style-type: none">金利先物等取引口座設定約諾書や為替証拠金取引口座設定約諾書について、電磁的方法による顧客から取引参加者への差入れを可能とする。	<ul style="list-style-type: none">電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第 60 条に定める方法と同様の方法をいう。
2. その他	<ul style="list-style-type: none">「外国市場デリバティブ取引口座設定約諾書」及び「差換預託に関する同意書」についても同様に、電磁的方法による差入れを可能とする。	<ul style="list-style-type: none">外国市場デリバティブ取引口座設定約諾書の様式は、本取引所ではなく社団法人金融先物取引業協会が定めている。
3. 実施時期	<ul style="list-style-type: none">平成 20 年 4 月上旬を目途に実施する。	

以上